

# 自転車でも飲酒運転は **ダメ!**

宮城県飲酒運転根絶に関する条例が改正され、

**自転車も対象**になりました。

## ● 県民の皆さんは

クルマはもちろん、自転車でも、  
飲酒運転は絶対にしてはいけません。  
自転車の飲酒運転を見かけたら、  
クルマと同様、110番など適切な  
措置を講じましょう。

## ● 事業者の皆さんは

従業員が事業目的でクルマや  
自転車に乗るときは、酒気を帯び  
ていないことを確認しましょう。

## ● 飲食店営業者の皆さんは

クルマや自転車を運転しようとする  
人にお酒を提供してはいけません。  
飲酒した客がクルマや自転車の  
運転をするおそれがあるときは、防  
止するための措置を講じなければ  
なりません。



お酒が運転に及ぼす悪影響は、クルマも自転車も同じです。

**飲酒運転 しない させない 許さない**

宮城県 地域交通政策課 ☎ 022-211-2438

